

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

急速な少子化の進行や核家族化等の社会の変化を背景とした、家庭や地域社会における子育て力の低下や深刻な待機児童問題等に対応するため、平成24年8月、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が本格施行されました。

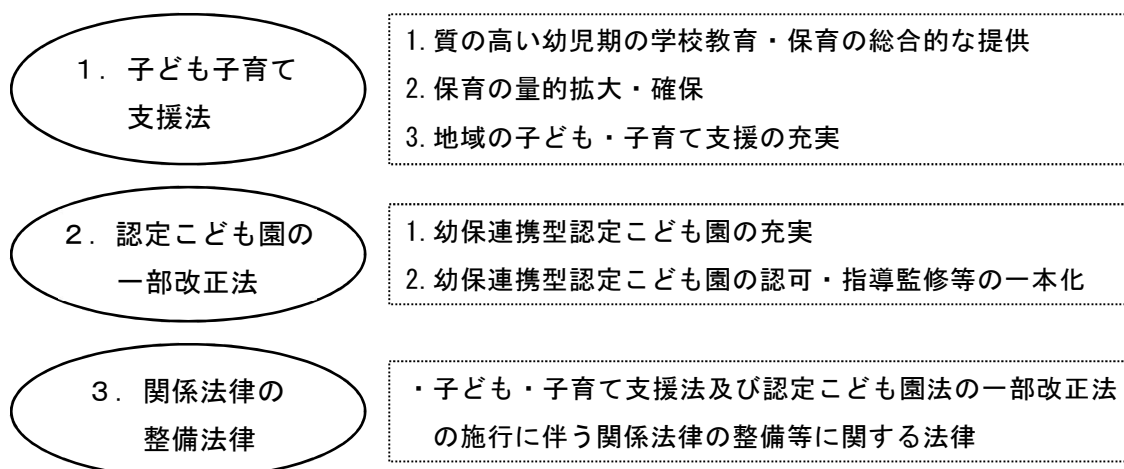
この制度では、「子どもの最善の利益」を追求するために、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、③地域の子ども・子育て支援の充実を目的としており、市町村では「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育施設等の整備をはじめとする各対策を計画的に推進することが求められました。

読谷村においても平成26年3月に「読谷村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「安心して子どもを産み、健やかに成長できるむらづくり」を基本理念として、待機児童対策のほか、教育・保育の質の確保、母子保健事業、児童虐待防止対策、障がい児支援策などに取り組んできました。

また、国は令和元年10月より「教育・保育の無償化」を開始し、3～5歳児の教育・保育施設等利用料金の無償(及び0～2歳児の一部無償)による、さらなる需要の上昇も考慮する必要が出てきました。

平成31年度(令和元年度)は5か年計画の最終年に当たり、第2期計画の策定期間であります。子育て家庭へのニーズ調査から、幼児教育への高い関心とともに、保育ニーズが未だに上昇しているほか、放課後児童クラブについても利用ニーズが高く、量的拡大は今後も必要となっています。また、教育・保育の質や保幼小連携の更なる充実、母子保健と子育て支援について妊娠期からの切れ目ない支援、児童虐待の市町村における強化など、これまでの取り組みの強化が必要となっています。このようなことから本計画を策定し、子ども・子育て支援を推進するものであります。

■子ども・子育て関連三法（概要）



2. 法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づいているほか、改正された次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」も本計画に位置付け一体的に策定しています。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

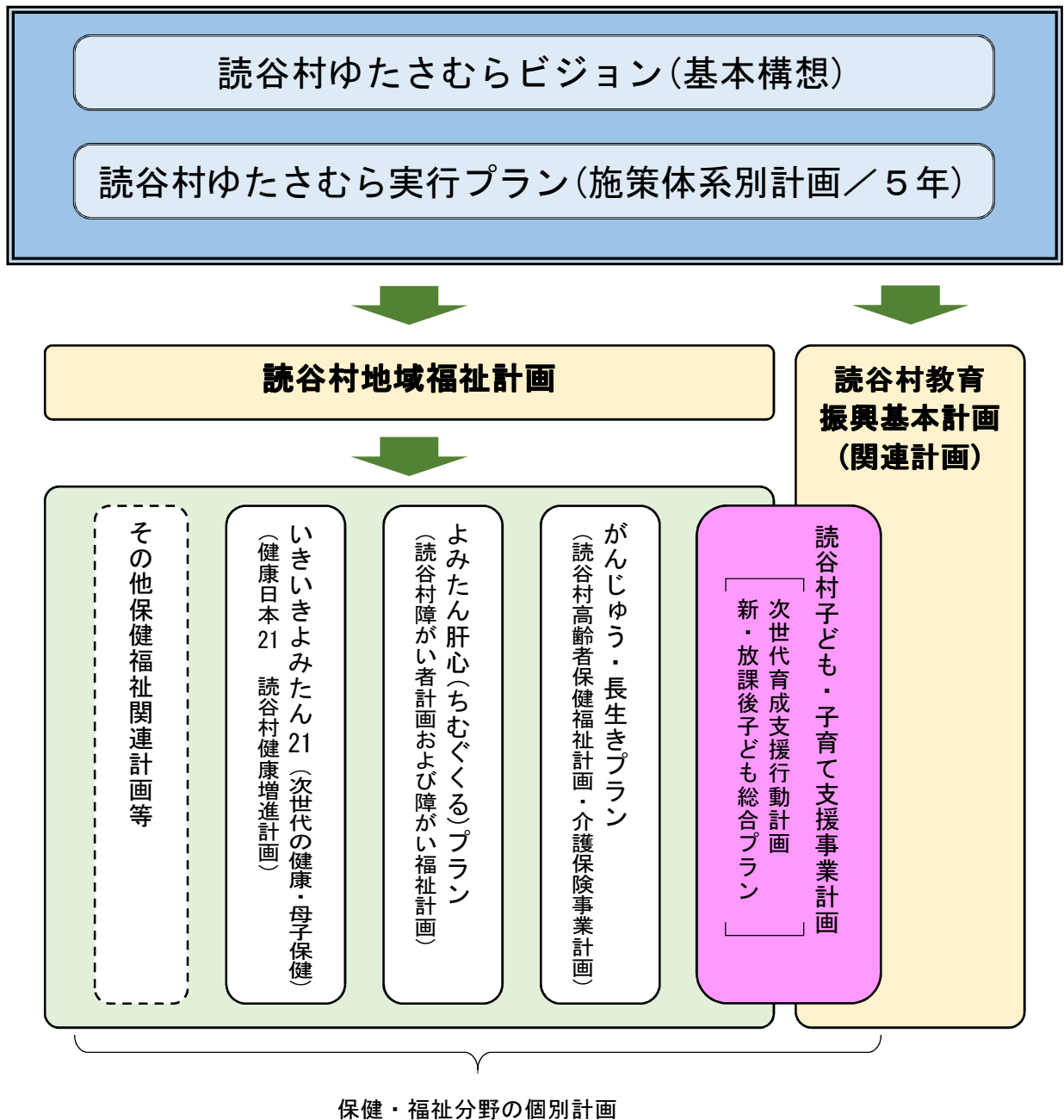
【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

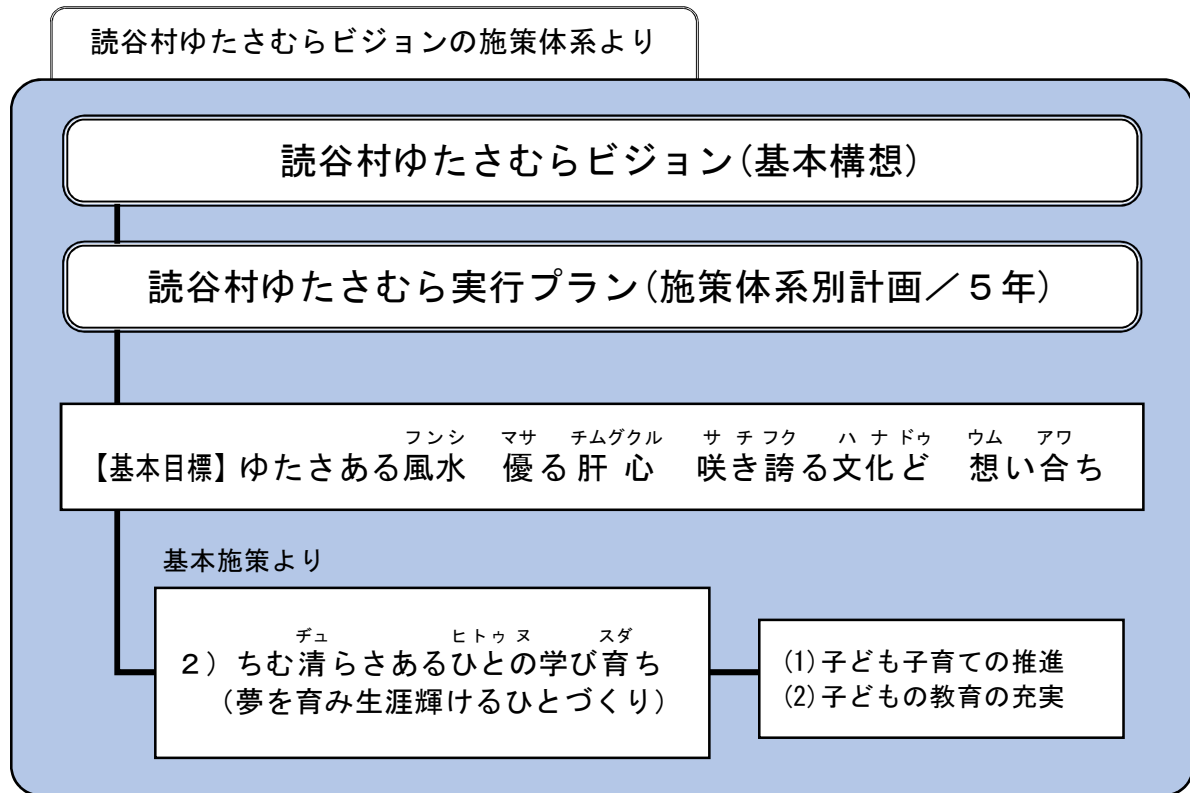
3. 計画の位置付け

本計画は、本村の上位計画である「読谷村ゆたさむらビジョン」を踏襲するとともに、「読谷村地域福祉計画」をはじめとする子どもの福祉や教育に関する村の他計画等と整合性を図っています。また、県の「沖縄県子ども・子育て支援事業計画」との整合性も図り策定しています。



【参考】

「読谷村ゆたさむらビジョン」の基本目標「ゆたさある風水^{フンシ} 優る^{マサ}肝心^{チムグクル} 咲き誇る文化^{サ チフク} ど^{ハ ナドゥ} 想^{ウム}い^{アワ}合^{アワ}ち」に基づいた「ちむ^{チュ}清^{ヒトウヌ}らさあるひとの^{スダ}学^{スダ}び育^{スダ}ち」の中の「(1)子ども子育ての推進」、「(2)子どもの教育の充実」と整合性を図ります。



読谷村ゆたさむらビジョンの重点施策より

1) 子ども子育ての推進

本村の待機児童数は、認可保育園の増設などにより、一定の解消がはかられてきましたが、低年齢児等の対策は充分とはいえません。また、放課後児童クラブなど、子どもたちの居場所整備が立ち遅れています。

少子化の進行や核家族化等により家庭や地域社会における子育て力の低下が見られ、待機児童対策をはじめとする幼児期の保育、学校教育を地域で総合的に推進する取り組みが始められています。

地域の宝である子どもたちが健やかに育ち、子育て世代が安心して子どもを産み育てられるよう、待機児童の解消、放課後児童クラブなど地域における子ども子育てを総合的に推進します。

4. 国から示されている指針等

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について

市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたっての基本指針は、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日公表)の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正が行われました。改正後の指針を踏まえ、本計画を策定しています。

(1)「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- ・放課後児童健全育成事業の実施に当たって、2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等を定めた「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。(第三の二3(二)関係)
- ・目標事業量の設定に当たって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80%程度となることを想定して2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。(別表第三の三関係)

(2)児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- ①児童虐待防止対策について、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等を踏まえ、以下の事項等を追記。(第三の三2(一)、四5(一)、別表第三の四関係)
 - ・子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。
 - ・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図ること。
- ②社会的養育の充実について、平成28年改正児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則を実現するため、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」(平成30年7月6日・厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、策定すること。(第三の四5(二)関係)

(3)その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正

- ・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。(第二の一関係)

- ・児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成に当たって調和を保つべき計画として明記すること。（第三の一六関係）
- ・保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。（第三の二二（一）、（二）（一）関係）
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。（第三の二二（二）（一）関係）
- ・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項（第三の三二（三）関係）及び都道府県計画の作成に関する基本的記載事項（第三の四五（四）関係）に追加すること。
また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。（第三の四五（四）関係）
- ・地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援事業計画の中間年の見直しの要否の基準となること。（第三の六三関係）

(4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。

- ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。（第三の二四関係）
- ・都道府県における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携。（第三の四三関係）

(2) 新・放課後子ども総合プラン

国では第1期計画策定の際に「放課後子ども総合プラン」を定め、放課後の居場所づくりを進めてきました。第2期では、「新・放課後子ども総合プラン」を策定しており、市町村においてもこれに基づいた計画づくりが必要となっています。

引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全で安心して過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、新たなプランが策定されました。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

市町村行動計画等に盛り込むべき内容

- ①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量
- ③放課後子供教室の2023年度までの実施計画
- ④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
- ⑨各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
- ⑩放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等

(3) 女性の就労率について

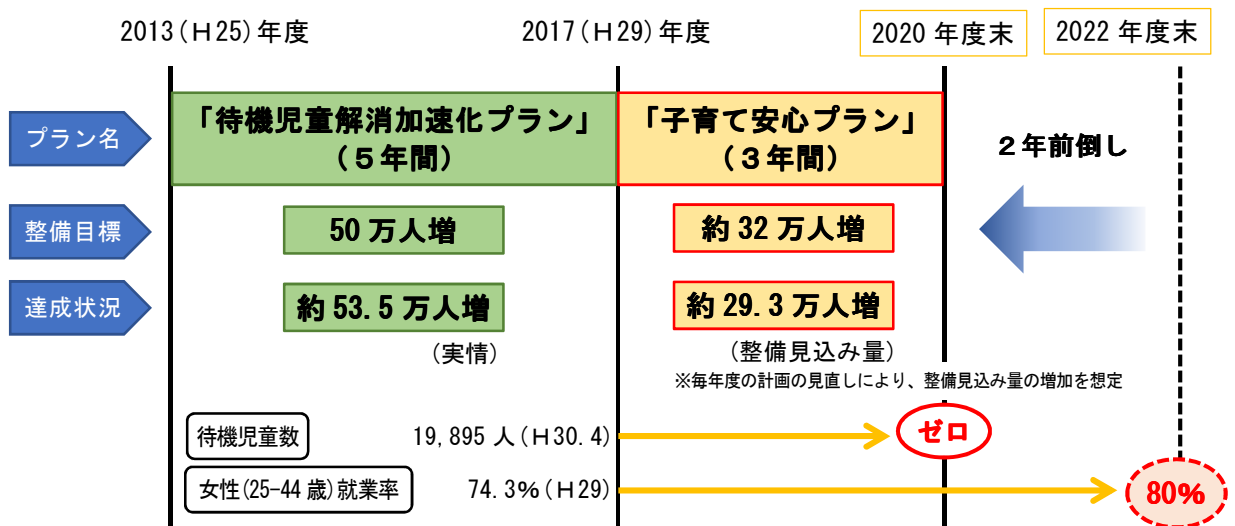
国においては、提供体制確保の実施時期の設定について、「2020年度(令和2年度)末までに、量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する」としています。

これは、国の「子育て安心プラン」において、待機児童の解消を図るとともに、女性の就業率80%に対応できるよう、2020年度(令和2年度)末までに32万人分の保育の受け皿を整備するという方針との整合性を図るための目標となっています。

市町村においては、ニーズ調査より潜在的保育ニーズの把握を行うとともに、上記の考え方を考慮しながら、保育の量の見込みを算定する必要があります。

<<参考：国の動き～待機児童解消に向けた取り組み～>>

【保育の受け皿拡大の状況】 ○待機児童解消加速化プラン(2013年度から2017年度末までの5年間)による保育の受け皿拡大量は約53.5万人分(※)。待機児童解消加速化プランの政府目標50万人分を達成。	
○子育て安心プラン(2018年度から2020年度末までの3年間)による保育の受け皿拡大量の目標は約32万人。市区町村等の計画を積み上げると、2018年度当初の予定としては、3年間の整備見込み量は約29.3万人分(※)。	
※これまでの経緯を踏まえれば、毎年度の計画の見直しにより、整備見込み量の増加が想定される。	
【保育の申込者数、待機児童数の状況】 ○2018年4月時点の待機児童数は、19,895人となり、10年ぶりに2万人を下回る結果。	



(4) 幼児期の教育・保育の無償化について

国では、令和元年10月より「幼児期の教育・保育の無償化」を実施し、3～5歳の教育・保育施設利用者及び0～2歳の利用者の一部の保育料が無償化されました。この点も考慮した量の見込み等計画策定に反映しています。

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

②支給要件以下のいずれかに該当する子どもであって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子ども
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

(2) 費用負担

- ・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。
※平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

5. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度～6年度の5か年とします。